

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年6月11日(2015.6.11)

【公開番号】特開2015-16083(P2015-16083A)

【公開日】平成27年1月29日(2015.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2015-006

【出願番号】特願2013-144630(P2013-144630)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

球通路を構成するユニットと、

遊技盤と、

を備えた遊技台であって、

前記ユニットは、第一の壁を含んで構成されるユニットであり、

前記ユニットは、第二の壁を含んで構成されるユニットであり、

前記ユニットは、検出手段を含んで構成されるユニットであり、

前記第一の壁は、前記第二の壁よりも後ろに設けられた壁であり、

前記第一の壁および前記第二の壁のうちの少なくとも一方の壁は、減速手段が設けられた壁であり、

前記第一の壁および前記第二の壁のうちの他方の壁に接触した遊技球が、前記一方の壁に接触可能に構成されており、

前記球通路の入口から進入した遊技球が、該球通路の第一の出口へ案内される場合があり、

前記入口から進入した遊技球が、前記球通路の第二の出口へ案内される場合があり、

前記検出手段は、前記第一の出口から出た遊技球を検出する手段であり、

前記減速手段は、前記検出手段よりも上流に設けられた手段である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技台であって、

前記減速手段とは、一または複数の凸により構成された手段である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項3】

請求項1または2に記載の遊技台であって、

前記一方の壁とは、前記第一の壁のことであり、

前記第一の壁における第一の面は、前記減速手段が少なくとも設けられた面である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項4】

請求項3に記載の遊技台であって、

前記減速手段とは、第一の減速手段のことであり、

前記第二の壁における第二の面は、前記第一の面の少なくとも一部と向かい合う位置の面であり、

前記第二の面は、第二の減速手段が少なくとも設けられた面である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の遊技台であって、

前記第二の減速手段とは、一または複数の凸により構成された手段である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 5 のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記ユニットは、前記遊技盤の前側に設けられたユニットである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記ユニットは、アタッカーを含んで構成されたユニットであり、

前記検出手段は、前記アタッカーの内部へ進入した遊技球を検出する手段である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 6 のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記ユニットは、電チューブを含んで構成されたユニットであり、

前記検出手段は、前記電チューブの内部へ進入した遊技球を検出する手段である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 9】

請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記ユニットは、複数の部品から構成されたユニットであり、

前記複数の部品のうちの一つは、第一の部品であり、

前記複数の部品のうちの一つは、第二の部品であり、

前記第一の部品は、前記第一の壁を含んで構成される部品であり、

前記第二の部品は、前記第二の壁を含んで構成される部品である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 10】

請求項 1 乃至 9 のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記入口から進入した遊技球が、前記第一の出口および前記第二の出口のうちの一方の出口へ案内されるように構成されている、
ことを特徴とする遊技台。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明は上記の目的を達成するために、球通路を構成するユニットと、遊技盤と、を備えた遊技台であって、前記ユニットは、第一の壁を含んで構成されるユニットであり、前記ユニットは、第二の壁を含んで構成されるユニットであり、前記ユニットは、検出手段を含んで構成されるユニットであり、前記第一の壁は、前記第二の壁よりも後ろに設けられた壁であり、前記第一の壁および前記第二の壁のうちの少なくとも一方の壁は、減速手段が設けられた壁であり、前記第一の壁および前記第二の壁のうちの他方の壁に接触した遊技球が、前記一方の壁に接触可能に構成されており、前記球通路の入口から進入した遊技球が、該球通路の第一の出口へ案内される場合があり、前記入口から進入した遊技球が

、前記球通路の第二の出口へ案内される場合があり、前記検出手段は、前記第一の出口から出た遊技球を検出す手段であり、前記減速手段は、前記検出手段よりも上流に設けられた手段である、ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0363

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0363】

<付記5>

なお、以上説明した本発明は、

1. (図30参照)

球通路(例えば、壁部5708と壁部5709と基部5702aと向かい合う位置にある基部と基部5702aで形成される球通路、壁部5710と壁部5711と基部5702aと向かい合う位置にある基部と基部5702aで形成される球通路)を構成するユニット(例えば、球通路ユニット5700)と、

遊技盤(例えば、遊技盤200)と、

を備えた遊技台であって、

前記ユニットは、第一の壁(例えば、基部5702a)を含んで構成されるユニットであり、

前記ユニットは、第二の壁(例えば、基部5702aと向かい合う位置にある基部)を含んで構成されるユニットであり、

前記ユニットは、検出手段(例えば、センサ固定部5702bに固定されるセンサユニット228a)を含んで構成されるユニットであり、

前記第一の壁は、前記第二の壁よりも後ろに設けられた壁であり、

前記第一の壁および前記第二の壁のうちの少なくとも一方の壁は、減速手段(例えば、凸部5723、凸部5724、基部5702aと向かい合う位置にある基部に設けた凸部)が設けられた壁であり、

前記第一の壁および前記第二の壁のうちの他方の壁に接触した遊技球が、前記一方の壁に接触可能に構成されており、

前記球通路の入口(例えば、開口部5700a)から進入した遊技球が、該球通路の第一の出口(例えば、センサ固定部5702bの上の出口、センサ固定部5702bに固定されるセンサユニット228aに向けて開口した出口、「壁部5708と、壁部5709と、基部5702aと、基部5702aと向かい合う一にある基部」から構成される球通路の下の開口)へ案内される場合があり、

前記入口から進入した遊技球が、前記球通路の第二の出口(例えば、開口部5700d)へ案内される場合があり、

前記検出手段は、前記第一の出口から出た遊技球を検出す手段であり、

前記減速手段は、前記検出手段よりも上流に設けられた手段である、ことを特徴とする遊技台、とした。

また本発明は、

2.

1. に記載の遊技台であって、

前記減速手段とは、一または複数の凸により構成された手段である、ことを特徴とする遊技台、とした。

また本発明は、

3.

1. または2. に記載の遊技台であって、

前記一方の壁とは、前記第一の壁のことであり、

前記第一の壁における第一の面(例えば、第一の壁部の第二の壁部側の面)は、前記減

速手段が少なくとも設けられた面である、
ことを特徴とする遊技台、とした。

また本発明は、

4.

3. に記載の遊技台であって、

前記減速手段とは、第一の減速手段のことであり、

前記第二の壁における第二の面（例えば、第二の壁部の第一の壁部側の面）は、前記第一の面の少なくとも一部と向かい合う位置の面であり、

前記第二の面は、第二の減速手段が少なくとも設けられた面である、
ことを特徴とする遊技台、とした。

また本発明は、

5.

4. に記載の遊技台であって、

前記第二の減速手段とは、一または複数の凸により構成された手段である、
ことを特徴とする遊技台、とした。

また本発明は、

6.

1. 乃至 5. のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記ユニットは、前記遊技盤の前側に設けられたユニットである、
ことを特徴とする遊技台、とした。

また本発明は、

7. (段落 [0 2 8 7] 参照)

1. 乃至 6. のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記ユニットは、アタッカー（例えば、可変入賞口 2 3 4）を含んで構成されたユニットであり、

前記検出手段は、前記アタッカーの内部へ進入した遊技球を検出する手段である、
ことを特徴とする遊技台、とした。

また本発明は、

8. (段落 [0 2 8 7] 参照)

1. 乃至 6. のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記ユニットは、電チューラー（例えば、第 2 特図始動口 2 3 2）を含んで構成されたユニットであり、

前記検出手段は、前記電チューラーの内部へ進入した遊技球を検出する手段である、
ことを特徴とする遊技台、とした。

また本発明は、

9. (図 4 参照)

1. 乃至 8. のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記ユニットは、複数の部品から構成されたユニットであり、

前記複数の部品のうちの一つは、第一の部品（例えば、ベース 5 7 0 2 と対向する部品）であり、

前記複数の部品のうちの一つは、第二の部品（例えば、ベース 5 7 0 2）であり、
前記第一の部品は、前記第一の壁を含んで構成される部品であり、
前記第二の部品は、前記第二の壁を含んで構成される部品である、
ことを特徴とする遊技台、とした。

また本発明は、

10. (図 2 0 参照、遊技球はリブ 2 7 2 8 に誘導されて開口部 2 7 0 0 b 側に進行す
ることで、一方の出口に案内される）

1. 乃至 9. のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記入口から進入した遊技球が、前記第一の出口および前記第二の出口のうちの一方の
出口へ案内されるように構成されている、

ことを特徴とする遊技台、とした。

本発明の態様は、上述した個々の実施例に限定されるものではなく、個々の実施例の各要素のいかなる組合せも本発明に含み、また、当業者が想到しうる種々の変形も含むものであり、本発明の効果も上述した内容に限定されない。すなわち、特許請求の範囲に規定された内容およびその均等物から導き出される本発明の概念的な思想と趣旨を逸脱しない範囲で種々の追加、変更および部分的削除が可能である。